

(別記 7-2)

第 1 漁港漁村環境整備目標

1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、次の(1)から(5)までに掲げるものとし、浜の活力再生プラン(浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について(平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知)第4において水産庁長官の承認を受けたものをいう。以下同じ。)の地域において支援を行う。

(1) 機能向上対策

ア 漁港漁場の高度利用のための整備

漁港漁場の機能の向上及び利用の円滑化を目指し、水産業に係る要請の多様化等に対応しつつ、漁港の効率的な利用に資する施設、漁業活動の軽労化を図る施設、安全で快適な漁港環境形成に資する施設、漁港漁場の機能改善を図る施設等の整備を行うものとする。

(ア) 利用向上施設

漁港の効率的な高度利用を図るため、漁港の静穏水域、漁港施設用地等を活用し、当該漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置艇の適切な収容及び離島航路や定期船など漁船以外の船舶の離発着に必要な2に掲げる施設を整備する事業とする。

(イ) 環境改善施設

漁港等の安全性の向上と就労環境の改善を図り、美しく快適な漁港環境の形成を図るために必要な2に掲げる施設を整備する事業とする。

(ウ) 機能改善施設

小規模な改良等により当該漁港の機能や当該漁場の増産効果の向上を図るために必要な2に掲げる施設を整備する事業とする。

イ 付加価値創造型漁業地域づくりのための整備

漁村特有の地域資源を活用した深層水等利活用施設の整備を行うものとする。

ウ 漁村環境水質保全整備

特定既存単独処理浄化槽を撤去し、漁業集落排水施設に接続するために必要な整備を行うものとする。

なお、本整備に対する助成は令和9年度までとする。

(2) 機能向上対策(被災施設整備等対策)

このメニューにおいては、災害の影響により大きな被害を受け、その機能の一部又は全部が不全となっている共同利用施設等が存在し、浜の活力再生プラン又は浜の活力再生広域プラン(広域浜プランの策定及び関連施策の連携について(平成28年1月20日付け27水港第2627号農林水産事務次官依命通知)第4の1において水産庁長官の承認を受けたものをいう。以下同じ。)が策定されている地域において漁業者等が行う被災した共同利用施設等の整備等により、漁村地域の活力の再生を図る。

(3) 防災対策

漁港や漁村における、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資する各種取組を支援することにより、災害に強い漁業地域づくりの実現を図るた

め、4に掲げる施設整備を行うものとする。

(4) 防災対策（被災施設整備等対策）

このメニューにおいては、災害の影響により大きな被害を受け、その機能の一部又は全部が不全となっている共同利用施設等が存在し、浜の活力再生プラン又は浜の活力再生広域プランが策定されている地域において漁業者等が行う被災した共同利用施設等の整備等により、漁村地域の活力の再生を図る。

(5) (1) 及び (3) のメニューの附帯事業

このメニューにおいては、(1) 及び (3) の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識及び技術の習得活動等を行うものとする。

2 機能向上対策関係

(1) 機能向上対策における対象施設、実施要件については次のとおりとする。

タイプ	施設区分	対象施設	実施要件
浜の活動環境整備支援タイプ	機能向上対策の整備	① 放置艇収容施設	・当該漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置艇を適切に収容し、漁船等との利用調整を図るために必要な以下の整備を行う。
		i 簡易な係留施設	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち簡易な浮棧橋、棧橋等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
		ii 陸上保管・上下架施設	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、陸上保管施設の整備に必要な用地整備として、漁港施設用地の舗装等は交付の対象とするが、埋立等を伴う新たな用地造成は交付の対象としない。
		iii 突堤	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
		iv 廃船処理経費	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船（漁船以外）を処理するために必要な経費とする。
		v 船舶等放置対策設備	・漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき、船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
			② 船舶離発着施設
	環境改善	① 岸壁等の軽労化施設	・浮棧橋及びベルトコンベア、クレーン、防舷材、滑り材（船揚場）、車止め等の軽労化施設並びにこれら

施設		に附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	
	② 航路・泊地の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂（除砂設備、除砂船及び除砂作業に要する経費）を交付の対象とする。ただし、除砂を行う場合、次の（ア）及び（イ）の要件を満たすことが必要である。また、当該地区の除砂は、概ね5年に1回限りとし、その範囲は、航路・泊地の安全を確保するのに必要最小限の範囲とする。 （ア）漁港管理者が当該水域の適切な維持管理を図っている漁港 （イ）当該漁港の置かれている自然条件等の地域特性から、当面抜本的な埋没対策が困難な漁港又は突発的な要因により埋没が見られる漁港 	
	③ ゴミ処理施設、便所、緑地、駐車場等の環境施設	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のイに掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場（立体駐車場を含む）及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 	
	機能改善施設	① 漁港機能改善施設	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる施設の既存施設について、漁港機能の向上を図るために必要な小規模な改良を行うものとする。
		i 防波堤、護岸等の外郭施設	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のイに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標、防風・防雪設備、排水溝等を設置することができる。
ii 岸壁、船揚場等の係留施設		<ul style="list-style-type: none"> ・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場（以上においては、埋立てを伴う場合を除く。）、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・岸壁、物揚場、栈橋、浮栈橋等には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、階段、はしご、防護柵若しくは排水溝に付随する沈砂地又はスクリーンを設置することができる。 ・船揚場には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船環、照明設備、車止め、防護柵、防風設備又は滑り材を設置することができる。 	
iii 臨港道路等の輸送施設		<ul style="list-style-type: none"> ・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに付随する施設で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・道路及び橋は、車道、歩道、中央帯、路肩、停車帯等により構成されるものとする。 ・道路及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。 	
iv 漁港施設用地の舗装等		<ul style="list-style-type: none"> ・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地について、舗装、インターロッキングの設置等を交付の対象とする。 	

浜の活力再生プラン推進タイプ			② 漁場機能改善施設	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる施設の既存施設について、漁場の増産効果の向上を図るために必要な小規模な改良を行うものとする。
			i 魚礁	<ul style="list-style-type: none"> 主として魚類の増集、発生及び生育が効率的に行われ生産性が高い魚礁漁場を造成するために行う耐久性構造物（コンクリートブロック等）の設置により整備された漁場の施設を交付の対象とする。
			ii 増殖場	<ul style="list-style-type: none"> 海域及びこれに接続する陸地において有用水産生物の発生及び成育に適した環境を整備するために行う着定基質の設置（投石、コンクリートブロック等の設置及び干潟（干潟及び区画施設）の造成）、消波施設等（消波堤、潜堤、離岸堤及び防水堤）の設置、海水交流施設（導流堤、水路等）の設置、中間育成施設の設置及び用地（中間育成施設設置用、作業路等）の造成並びにこれらに関連する施設（ポンプ小屋等簡易な附属施設）の設置により整備された漁場の施設を交付の対象とする。
			iii 養殖場	<ul style="list-style-type: none"> 海域及びこれに接続する陸地のうち、未利用の状態にある養殖適地に生産性の高い養殖漁場を造成するために行う消波施設等（消波堤、潜堤、浮消波堤及び防水堤）の設置、区画施設の設置、海水交流施設（導流堤、水門、水路、導水トンネル等）の設置、底質改善（作れい、しゅんせつ、客土、耕うん等）及び用地（養殖施設用）の造成並びにこれらに関連する施設の設置により整備された漁場の施設を交付の対象とする。
	づくりの価値創造型漁業地域	地域資源活用施設	深層水等利活用施設	<ul style="list-style-type: none"> 深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 なお、配水管は共同利用施設へ配水するための幹線及び主要な支線とし、個別給水管を含まないものとする。また、所要の清浄を確保するのが困難な場合は、滅菌処理等の施設を整備することができる。 また、深層水等を利活用した製氷施設及び水産物加工施設並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものを併せて整備することができる。
浜の活動環境整備支援タイプ	漁村環境水質保全整備	漁村衛生関連施設	単独処理浄化槽転換整備	<ul style="list-style-type: none"> 特定既存単独処理浄化槽を撤去し、漁業集落排水施設に接続するために必要な（ア）及び（イ）の整備 （ア）末端受益1戸までの本体管路及び公共ますの整備 （イ）特定既存単独処理浄化槽の撤去、接続管路の整備
本体施設に同じ			上記の付帯施設	—

(2) 付帯事業

上記（1）の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識及び技術の習得活動等を行う事業とする。

(3) 浜の活力再生プランへの位置付け

（1）におけるタイプ欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設を整備する場合にあっては、当該漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていることを要するものとする。

なお、(2)の附帯事業については、本体施設のタイプ欄に準じるものとする。

(4) 交付率

本メニューにおける交付率は、次に定める場合を除き、定額(1/2以内)とする。

沖縄にあつては、定額(2/3以内)とする。

ただし、(1)の単独処理浄化槽転換整備の(イ)の整備は特定既存単独処理浄化槽1基あたり補助対象事業費上限30万円とする。

(5) 事業費に関する取扱い

(1)の事業については、下限事業費は、都道府県が事業実施主体の場合は1,500万円、市町村等が事業実施主体の場合は500万円とする。ただし、既存施設の改良及び再生については、事業実施主体にかかわらず500万円とする。

また、(1)の単独処理浄化槽転換整備の下限事業費は実施主体にかかわらず200万円とする。

(6) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体

事業実施主体は都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。)、地方公共団体等が出資する法人、地域再生推進法人又は農林漁業者等が組織する団体とする。

(イ) 付加価値創造型漁業地域づくりのための整備の受益対象者及び受益戸数

次のa及びbのとおりとする。

a 受益対象者

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展の実現に寄与する者とする。

b 受益戸数

受益戸数は原則として5戸以上とする。ただし、事業実施地域が離島又は沖縄である場合は3戸以上とする。

(ウ) 漁村環境水質保全整備の受益対象者及び受益戸数

次のa及びbのとおりとする。

a 受益対象者

本事業を実施しようとする地区に居住する者とする。

b 受益戸数

受益戸数は末端受益1戸以上とする。

(エ) 事業実施地域

a 漁港漁場の高度利用のための整備

原則として、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港の区域内及び同法の漁港漁場整備事業で整備した漁場施設とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。

b 付加価値創造型漁業地域づくりのための整備

原則として、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、付加価値創造型漁業地域づくりのための整備を行

うために必要な各施設を、漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。また、深層水等利活用施設整備を港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づく港湾で行う場合には漁業活動が行われている地域であり当該事業が水産業の振興に資すると認められる場合に限る。

c 漁村環境水質保全整備

漁業集落排水区域において、浄化槽法（昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号）第 12 条の 5 に規定された公共浄化槽の設置計画を策定した区域のうち、市町村が管路等を市町村財産として整備及び管理する場合に限る。また、以下（a）から（f）のいずれかの地域に該当し、かつ、（g）及び（h）の要件を満たす場合に限る。

（a）漁業集落排水の接続率が 50% 以下の市町村であること。

（b）市町村が自ら行う特定既存単独処理浄化槽の廃止・転換に関する市町村単位の実施計画（以下「転換計画」という。）を定めていること。

当該地域において本施設を整備しようとするときは、交付等要綱別記様式第 3 - 2 号とあわせて転換計画を提出するものとする。

転換計画の内容は、次のとおりとする。

i 市町村における単独処理浄化槽の現状（残存基数、周辺環境に及ぼす影響）

ii 市町村における単独処理浄化槽の廃止・転換に向けた方針

iii 浄化槽法に基づく、浄化槽法促進区域の指定、都道府県知事による除却等に関する指導状況

iv 特定既存単独処理浄化槽の廃止及び転換計画（残存基数、合併処理浄化槽への転換基数、漁業集落排水施設への接続基数、廃止基数）

（c）湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 2 項に規定する地域であること。

（d）水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 2 により指定された地域であること。

（e）水質汚濁防止法第 14 条の 8 第 1 項に規定する生活排水対策重点区域であること。

（f）有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成 14 年法律第 120 号）第 2 条に定める有明海及び八代海等の流域であること。

（g）浄化槽法附則第 11 条に基づき、都道府県知事が除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導を行う特定既存特定既存単独処理浄化槽であること。

（h）特定既存単独処理浄化槽を廃止し漁業集落排水施設へ接続することについて地域の同意が得られていること。

d a、b 及び c の附帯事業

a、b 及び c の整備に係る地域を事業実施地域とする。ただし、本附帯事業を当該地域以外の地域において実施することが適当であると認められる場合には、この限りでない。

（オ）資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあっては、交付の対象としない。

(カ) 積算基準

当該事業費は、原則として当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した現地実行価格により算出するものとする。

(キ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。

(ク) 交付の対象とならない施設

個人施設、目的外使用のおそれがあるもの又は事業効果の少ないものは、交付の対象としないものとする。また、消耗的な資材費、用地買収費及び借地料は、交付の対象としない。

(ケ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付の対象としない。

(コ) 木材利用の促進

施設等の整備に当たっては、地域の実情や施設の構造等を勘案しつつ、間伐材を含む木材の利用促進に配慮するものとする。

(サ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(シ) 施設撤去費

施設撤去費は原則として交付対象外とする。ただし、既存施設の更新又は改修による施設整備の場合にあっては、当該更新又は改修により生じる既存施設の撤去費も交付の対象とする。

(ス) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、本目標に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

(セ) 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

(ソ) 他の事業計画との整合

1の(1)のアについては、漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条の3に基づく漁港漁場整備長期計画及び関連する他の計画との整合性を十分に図るものとする。

(タ) PFI（民間資金等活用事業）等の適用検討

1の(1)のアについては、コスト縮減に資するPFI等の適用を検討するものとする。

イ 施設の更新、増設、併設及び改修の取扱い

既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域の実情に即し必要があると認められる場合であって、次の要件に合致するものについては、施設の更新、増設、併設又は改修

に係る事業を交付の対象とすることができるものとする。

(ア) 更新

施設の更新は次の a 又は b の場合に限り交付の対象とする。ただし、対象施設は、(1) の漁港漁場の高度利用のための整備のうちの利用向上施設、環境改善施設（除砂に要する経費を除く。）及び機能改善施設（漁場機能改善施設を除く。）のみとする。

a 既存の施設と同目的の施設を、既存施設の法定耐用年数が過ぎた後に、当該施設の機能の維持、向上等を図るため、施設の全部又は一部を再整備する場合

なお、既存施設の取壊し及び復旧に係る経費は、交付の対象としない（（イ）及び（ウ）において同じ。）。

b 法定耐用年数に満たない場合であっても、施設の再生を図ることが耐用年数当たりの整備費を法定耐用年数後に新設するよりも安価に抑えられる場合

(イ) 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は、離れた位置に設置するものとし、連節による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。

(ウ) 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

(エ) 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、1の(1)の施設であって、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

(7) 附帯事務費

当該事業の指導監督に必要な都道府県の附帯事務費及び市町村の附帯事務費に係る事務の取扱いは、次のとおりとする。

ア 附帯事務の内容

(ア) 交付金等交付申請に関する事務

(イ) 当該事業実施に関する事務

a 事業の実施設計

b 工事等の契約等

c 工事の施工管理

d 事業計画の変更等

(ウ) 当該事業の完了に関する事務

(エ) 当該事業の繰越に関する事務

(オ) その他当該事業の実施に必要な事務

イ 附帯事務費の内容等

(ア) 経費の内容は間接事業の実施に対する指導又は監督に必要な経費とする。

(イ) 都道府県附帯事務費の算定は、附帯事業費を除く事業費の 1.0%を上限として算定す

る。

(ウ) 市町村附帯事務費の算定は、附帯事業費を除く事業費の 0.4%を上限として算定する。

3 機能向上対策（被災施設整備等対策）関係

(1) 本メニューにおける対象施設及び実施要件については2の(1)の規定を準用するものとする。ただし、共同利用施設等に被害があった地域において、被災した共同利用施設等の整備又は修繕及び新たな共同利用施設等の整備を行う場合に限る。

(2) 交付率及び事業費に関する取扱い

本メニューにおける交付率及び事業費に関する取扱いについては、2の(4)及び(5)の規定を準用するものとする。

(3) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体、受益対象者、受益戸数、事業実施地域、資源管理の取組、積算基準、交付の対象とする施設の耐用年数、交付の対象とならない施設、事業実施主体の適格性、木材利用の促進及び中古品・古材の利用

本メニューの事業実施主体、受益対象者、受益戸数、事業実施地域、資源管理の取組、積算基準、交付の対象とする施設の耐用年数、交付の対象とならない施設、事業実施主体の適格性、木材利用の促進及び中古品・古材の利用については、2の(6)のアの(ア)から(サ)までの規定を準用するものとする。

(イ) 施設撤去費及び整地費

a 撤去費及び整地費の基本的な考え方

(a) 当該施設の整備に伴い直接発生する、既存施設の全部又は一部の解体・撤去・廃棄、整地（地割れ・地盤沈下等整地費用に限る。）に係る費用に限り、施設撤去費及び整地費を交付の対象とすることができるものとする。ただし、この場合、解体等については、当該施設の整備に直接必要となる費用のみを交付の対象とする。

(b) 既存施設の所在地と異なる場所において、新たに施設整備や産地市場の統廃合を行う場合であって次のいずれかに掲げる場合には、当該既存施設の撤去に要する費用も交付の対象とする。ただし、新たに整備する施設と同種の施設に限るものとする。

なお、都道府県知事が水産庁長官に海業推進事業計画（交付等要綱別記様式第3-2号）を提出する際に、次のいずれかに掲げる状況や理由が分かる資料を添付すること。

- i 残置しておくことと倒壊の恐れがあり周囲に悪影響を及ぼす可能性がある場合
- ii 将来の地域の復旧・復興に支障をきたす可能性がある場合

b 既存施設に係る財産の処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、適正化法施行令第13条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間中にある場合には、あらかじめ承認基準により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

(ウ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、本メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。ただし、災害発生日以降に自力で着手したものであって、本事業の条件に合致するものであり、かつ、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められる場合は、この限りではない。

(エ) 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

また、本事業により整備又は修繕した施設については、再度、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう損害補償保険等に積極的に加入するものとする。

(オ) 他の事業計画との整合

本メニューの他の事業計画との整合については、2の(6)のアの(ソ)の規定を準用することとする。

イ 施設の更新、増設、併設、改修及び修繕の取扱い

既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域の実情に即し必要があると認められる場合であって、次の要件に合致するものについては、施設の更新、増設、併設、改修及び修繕に係る事業を交付の対象とすることができるものとする。

(ア) 更新、増設、併設及び改修については、2の(6)のイの規定を準用するものとする。

(イ) 修繕については、以下のa及びbの要件を満たすものであること。

a 被災により機能の全部又は一部が損なわれた施設のうち、修繕により機能の回復が図られるもの。

b 当該施設の利用状況が適切であること。

(ウ) 修繕の対象となる施設は、以下のいずれかに該当するものに限る。

a 法定耐用年数の残存期間が5年以上であるもの。

b 法定耐用年数の残存期間が5年未満の場合にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条に準じて算定した年数が5年以上であること。

(エ) (ウ)のbにより修繕を行った施設の処分制限期間は、事業終了後当該算定年数経過までの期間とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

なお、本事業においては、附帯施設のみが被災し、再整備又は修繕を行う場合も支援の対象とする。

(4) 費用・便益分析に関する特別の扱い

施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、交付等要綱別表1の規定によらず費用・便益分析の対象外とする。

(5) 附帯事務費

本メニューの附帯事務費については、2の(7)の規定を準用するものとする。

(6) その他

ア 本事業においては、災害発生日以降に着手した（１）に掲げる事業を対象とすることができる。この場合にあつては、交付等要綱別記様式第３－２号別表のメニューの内容欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

イ （３）のウなお書きにより附帯施設の再整備を行った場合、当該附帯施設は本体施設と区分して施設管理を行うものとする。

ウ 本事業によって整備した施設等について、復旧・復興のためやむを得ない事由により、利用が困難となった施設等において、処分制限期間の１／５に相当する期間が経過しているものについては、交付等要綱第２１の３に規定する大臣の承認を受けて、国庫納付を伴わない財産処分を行うことができる。

４ 防災対策関係

（１）防災対策における対象施設及び事業内容については、次のとおりとする。

タイプ	対象施設	事業内容
浜の活動環境整備支援タイプ	① 津波漂流防止施設	・津波、高潮等の異常気象発生時において漁船等の漂流による漁港施設、集落内の各施設及び集落住民等への被害を防止するために必要な漂流防止壁・柵等及びこれらの附属設備の整備
	② 避難施設	・災害発生時又は災害のおそれがある場合において、集落住民等が安全で円滑に避難をするための避難施設、避難路、避難階段、手すり、避難誘導標識、避難誘導灯等及びこれらの附属設備の整備。 なお、避難施設に限り、下部スペース等を有効に活用するために必要な環境整備を可能とする。
	③ 異常気象情報観測・監視施設	・異常気象の観測を行うために必要な、気象・海象観測装置及びこれらの附属設備の整備 ・異常気象発生時において、漁港内等の安全確認のために必要な監視カメラ等及びこれらの附属設備の整備
	④ 防災情報伝達施設	・災害発生時又は災害のおそれがある場合に、集落住民等への早期の災害情報の伝達及び避難指示等に必要な防災無線、安全情報電光掲示板、情報基盤施設等及びこれらの附属設備の整備。 なお、情報基盤施設とは、災害情報の収集・整理・提供に必要なシステム、集中制御装置、光ファイバー等の伝送施設、漁業関係機関等公的機関の情報受発信装置及び他の情報基盤への接続に必要な施設とする。
	⑤ 災害時援助施設	・災害発生時又は災害のおそれがある場合に必要となる、安全が確保された避難所、緊急物資保管庫等及びこれらの附属設備の整備
	⑥ 緊急時物資等輸送施設	・災害発生時における緊急物資や住民等の輸送のために必要な、陸路・海路・空路を確保するための簡易な施設等及びこれらの附属設備の整備
	⑦ 非常用電源施設	・災害時を想定した非常用電源を確保するための施設及びこれらの附属設備の整備
	⑧ 既存の共同利用施設の耐震化・耐浪化	・既存の共同利用施設の耐震化及び共同利用施設（給油施設及び電源設備に限る。）の耐浪化（移設を含む。）
	上記の附帯施設	—

（２）附帯事業

上記（１）の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識、技術の習得活動等を行う事業とする。

(3) 交付率

本メニューにおける交付率は、以下のアからエまでに定める場合を除き、定額(1/2以内)とする。

ア 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については定額(2/3以内)とする。

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については定額(2/3以内)とする。

ウ ア及びイに該当しない場合で、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの地域(以下3において「離島」という。)にあっては、定額(5.5/10)とする。

(ア) 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(イ) 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島

(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島

エ ア及びイに該当しない場合で、かつ沖縄にあっては、定額(2/3以内)とする。

(4) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体

事業実施主体は都道府県、市町村、水産業協同組合(水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合をいう。)又は農林漁業者等が組織する団体とする。

(イ) 受益対象者

次に掲げる者を受益対象者とする。

- a 本事業を実施しようとする地区において水産業の事業活動に従事する者
- b 本事業を実施しようとする地区に居住する者
- c 本事業を実施しようとする地区への来訪者

(ウ) 事業実施地域

国土強靱化地域計画が策定された市町村のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たす集落を対象とする。

ただし、事業内容④を実施する場合には、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領(平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業基本計画を策定した地区とする。

また、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。

- a 漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落
- b 漁業センサス(指定統計第67号)の対象となる漁業集落

(エ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあっては、交付の対象としない。

(オ) 施設の規模等

(イ) に掲げる受益対象者の数、事業実施地区の面積、関係自治体の定める災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画等を勘案した上で計画するものとする。

(カ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が 5 年以上のものとする。

(キ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(ク) 交付の対象とならない施設

個人施設又は目的外使用のおそれがある施設の整備、消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費等の経費は、交付の対象としない。

(ケ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付の対象としない。

(コ) 施設撤去費

施設撤去費は、原則として交付対象外とする（移設に係るものは除く。）。ただし、既存施設の改築又は改修による施設整備の場合にあっては、当該改築又は改修により生じる既存施設の撤去費も交付の対象とする。

(サ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、本目標に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

(シ) 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正的確な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

イ 施設の増設、併設、合体、改築及び改修の取扱い

(ア) 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は交付の対象としない（（イ）及び（エ）において同じ。）。

(イ) 併設

既存の施設（地方公共団体が指定する「津波避難ビル等」を含む。）に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

(ウ) 合体

他種の施設整備を同時に合一して行うもの又は 2 以上の実施主体が同種の施設整備を同時に合一して行うものとし、施設の目的及び利用を阻害しない場合であって、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され 2 以上の施設整

備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

(エ) 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、当該施設の利用状況が適切である（１）の施設であって、新築と比べて整備費の節減が図られる場合に限り交付の対象とする。

- a 新築と比べて整備費の節減が図られること。
- b 当該施設の利用状況が適切であること。

(オ) 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、（１）の施設であって、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

エ 事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、補助金の交付を受けた都道府県又は市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

オ 事業費に関する取扱い

事業計画ごとの総事業費が 500 万円を超える場合に限り交付の対象とし、1 施設当たり原則的に国庫交付金額 3 億円を上限とする。

(5) 費用・便益分析に関する扱い

本事業における対象施設については、 $B/C = 1$ とみなすことができる。ただし、施設整備により災害時の安全を確保することを想定する受益の対象者数や範囲等について明らかにすること。

(6) 附帯事務費

本メニューの指導監督に必要な都道府県及び市町村の附帯事務費の取扱いは次のとおりとする。

ア 附帯事務の内容

- (ア) 交付申請等交付金に関する事務
- (イ) 事業の実施設設計等事業実施に関する事務

イ 附帯事務費の内容等

- (ア) 経費の内容は、間接事業の実施に対する指導又は監督に必要な経費とする。
- (イ) 都道府県附帯事務費は、事業費の 1.7% を上限として算定する。
- (ウ) 市町村附帯事務費は、事業費の 0.4% を上限として算定する。

5 防災対策（被災施設整備等対策）関係

(1) 本メニューにおける対象施設及び事業内容については、4 の（１）の規定を準用するものとする。ただし、共同利用施設等に被害のあった地域において、被災した共同利用施設等の整備又は修繕及び新たな共同利用施設等の整備を行う場合に限る。

(2) 交付率

本メニューにおける交付率は、4の(3)の規定を準用するものとする。

(3) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体、受益対象者、事業実施地域、資源管理の取組、施設の規模等、交付の対象とする施設の耐用年数、中古品・古材の利用、交付の対象とならない施設及び事業実施主体の適格性

本メニューの事業実施主体、受益対象者、事業実施地域、資源管理の取組、施設の規模等、交付の対象とする施設の耐用年数、中古品・古材の利用、交付の対象とならない施設及び事業実施主体の適格性は、4の(4)のアの(ア)から(ケ)までの規定を準用するものとする。

(イ) 施設撤去費及び整地費

a 撤去費及び整地費の基本的な考え方

(a) 当該施設の整備に伴い直接発生する、既存施設の全部又は一部の解体・撤去・廃棄、整地（地割れ・地盤沈下等整地費用に限る。）に係る費用に限り、施設撤去費及び整地費を交付の対象とすることができるものとする。ただし、この場合、解体等については、当該施設の整備に直接必要となる費用のみを交付の対象とする。

(b) 既存施設の所在地と異なる場所において、新たに施設整備や産地市場の統廃合を行う場合であって次のいずれかに掲げる場合には、当該既存施設の撤去に要する費用も交付の対象とする。ただし、新たに整備する施設と同種の施設に限るものとする。

なお、都道府県知事が水産庁長官に海業推進事業計画（交付等要綱別記様式第3-2号）を提出する際に、次のいずれかに掲げる状況や理由が分かる資料を添付すること。

i 残置しておくこと倒壊の恐れがあり周囲に悪影響を及ぼす可能性がある場合

ii 将来の地域の復旧・復興に支障をきたす可能性がある場合

b 既存施設に係る財産の処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、適正化法施行令第13条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間中にある場合には、あらかじめ承認基準により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

(ウ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、本メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。ただし、災害発生日以降に自力で着手したものであって、本事業の条件に合致するものであり、かつ、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮される認められる場合は、この限りではない。

(エ) 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

また、本事業により整備又は修繕した施設については、再度、天災等により被災した

際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう損害補償保険等に積極的に加入するものとする。

イ 施設の増設、併設、合体、改築、改修及び修繕の取扱い

(ア) 増設、併設、合体、改築及び改修については、4の(4)のイの規定を準用するものとする。

(イ) 修繕については、以下のa及びbの要件を満たすものであること。

a 被災により機能の全部又は一部が損なわれた施設のうち、修繕により機能の回復が図られるもの

b 当該施設の利用状況が適切であること。

(ウ) 修繕の対象となる施設は、以下のいずれかに該当するものに限る。

a 法定耐用年数の残存期間が5年以上であるもの。

b 法定耐用年数の残存期間が5年未満の場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条に準じて算定した年数が5年以上であること。

(エ) (ウ)のbにより修繕を行った施設の処分制限期間は、事業終了後、当該算定年数経過までの期間とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

なお、本対策においては、附帯施設のみが被災し、再整備又は修繕を行う場合も支援の対象とする。

エ 事業の実施及び指導監督並びに事業費に関する取扱い

本メニューの事業の実施及び指導監督並びに事業費に関する取扱いは、4の(4)のエ及びオの規定を準用するものとする。

(4) 費用・便益分析に関する扱い

本事業における対象施設については、 $B/C = 1$ とみなすことができる。ただし、施設整備により災害時の安全を確保することを想定する受益の対象者数や範囲等について明らかにすること。

また、施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、費用・便益分析の対象外とする。

(5) 附帯事務費

本メニューの附帯事務費は、4の(6)の規定を準用するものとする。

(6) その他

ア 本対策においては、災害発生日以降に着手した(1)に掲げる事業を対象とすることができる。この場合にあっては、交付等要綱別記様式第3-2号別表のメニューの内容欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

イ (3)のウなお書きの規定により附帯施設の再整備を行った場合、当該附帯施設は本体施設と区分して施設管理を行うものとする。

ウ 本事業によって整備した施設等について、復旧・復興のためやむを得ない事由により、利用が困難となった施設等において、処分制限期間の1/5に相当する期間が経過しているものについては、交付等要綱第21の3に規定する大臣の承認を受けて、国庫納付を伴

わない財産処分を行うことができる。

第2 海業推進目標

1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、次の（１）から（３）に掲げるものとし、浜の活力再生プランの地域において支援を行う。

（１）活性化対策

漁港・漁村地域における交流を通じた活性化のため、２に掲げる施設整備を行うものとする。

（２）被災施設整備等対策

このメニューにおいては、災害の影響により大きな被害を受け、その機能の一部又は全部が不全となっている共同利用施設等が存在し、浜の活力再生プラン又は浜の活力再生広域プランが策定されている地域において漁業者等が行う被災した共同利用施設等の整備等により、漁村地域の活力の再生を図る。

（３）（１）のメニューの附帯事業

このメニューにおいては、（１）の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識及び技術の習得活動等を行うものとする。

2 活性化対策関係

（１）活性化対策における対象施設及び事業内容については、次のとおりとする。

タイプ	対象施設	事業内容
浜の活力再生プラン推進タイプ	① 海業支援施設	・漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として、加工作業所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設（地域が一体となって訪問者の増加を図る取組が行われ、かつ、施設整備により漁業所得の向上が明確に見込まれる地域における整備に限る。）等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 ・ただし、加工作業所、地域水産物普及施設については、当該施設の全取扱量のうち概ね2分の1以上が地域水産物であることとする。
	② 文化的景観施設	・漁業や漁村に特有の伝統文化や景観を通じて、交流による地域活性化を図ることを目的として、漁村の町並み（石畳、照明、植栽、東屋、遊歩道等）、歴史的構造物及び歴史・文化伝承施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 ・また、当該地域の古民家や廃校・廃屋等を改修し、上記の①地域水産物普及施設として利用する場合に限り、古民家等改修施設及びこれらに附属する設備を交付の対象とする。
	上記の附帯施設	—

（２）附帯事業

上記（１）の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識及び技術の習得活動等を行う事業とする。

（３）浜の活力再生プランへの位置付け

当該漁港漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備等が位置付けられていることを要するものとする。

なお、(2)の附帯事業については、本体施設のタイプ欄に準じるものとする。

(4) 交付率

本メニューにおける交付率は、次に定める場合を除き、定額(1/2以内)とする。

沖縄にあつては、定額(2/3以内)とする。

(5) 事業費に関する取扱い

(1)の事業については、下限事業費は、都道府県が事業実施主体の場合は1,500万円、市町村等が事業実施主体の場合は500万円とする。ただし、既存施設の改良及び再生については、事業実施主体にかかわらず500万円とする。

(6) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体

事業実施主体は都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。)、地方公共団体等が出資する法人、地域再生推進法人又は農林漁業者等が組織する団体とする。

(イ) 受益対象者及び受益戸数

次のa及びbのとおりとする。

a 受益対象者

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展の実現に寄与する者とする。

b 受益戸数

受益戸数は原則として5戸以上とする。ただし、事業実施地域が離島又は沖縄である場合は3戸以上とする。

(ウ) 事業実施地域

原則として、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、各施設を漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。

(エ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあつては、交付の対象としない。

(オ) 積算基準

当該事業費は、原則として当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した現地実行価格により算出するものとする。

(カ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。)が5年以上のものとする。

(キ) 交付の対象とならない施設

個人施設、目的外使用のおそれがあるもの又は事業効果の少ないものは、交付の対象としない。また、消耗的な資材費、用地買収費及び借地料は、交付の対象としない。

(ク) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付の対象とし

ない。

(ケ) 木材利用の促進

施設等の整備に当たっては、地域の実情や施設の構造等を勘案しつつ、間伐材を含む木材の利用促進に配慮するものとする。

(コ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(サ) 施設撤去費

施設撤去費は原則として交付対象外とする。ただし、既存施設の更新又は改修による施設整備の場合にあっては、当該更新又は改修により生じる既存施設の撤去費も交付の対象とする。

(シ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、本目標に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

(ス) 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正的確な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

(セ) 他の事業計画との整合

(1) については、漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条の3に基づく漁港漁場整備長期計画及び関連する他の計画との整合性を十分に図るものとする。

イ 施設の更新、増設、併設及び改修の取扱い

既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域の実情に即し必要があると認められる場合であって、次の要件に合致するものについては、施設の更新、増設、併設又は改修に係る事業を交付の対象とすることができるものとする。

(ア) 更新

施設の更新は次の a 又は b の場合に限り交付の対象とする。

a 既存の施設と同目的の施設を、既存施設の法定耐用年数が過ぎた後に、当該施設の機能の維持、向上等を図るため、施設の全部又は一部を再整備する場合

なお、既存施設の取壊し及び復旧に係る経費は、交付の対象としない（(イ)及び(ウ)において同じ。）。

b 法定耐用年数に満たない場合であっても、施設の再生を図ることが耐用年数当たりの整備費を法定耐用年数後に新設するよりも安価に抑えられる場合

(イ) 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は、離れた位置に設置するものとし、連節による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。

(ウ) 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

(エ) 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、(1)の施設であって、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

(7) 附帯事務費

当該事業の指導監督に必要な都道府県の附帯事務費及び市町村の附帯事務費に係る事務の取扱いは、次のとおりとする。

ア 附帯事務の内容

(ア) 交付金等交付申請に関する事務

(イ) 当該事業実施に関する事務

a 事業の実施設計

b 工事等の契約等

c 工事の施工管理

d 事業計画の変更等

(ウ) 当該事業の完了に関する事務

(エ) 当該事業の繰越に関する事務

(オ) その他当該事業の実施に必要な事務

イ 附帯事務費の内容等

(ア) 経費の内容は間接事業の実施に対する指導又は監督に必要な経費とする。

(イ) 都道府県附帯事務費の算定は、附帯事業費を除く事業費の1.0%を上限として算定する。

(ウ) 市町村附帯事務費の算定は、附帯事業費を除く事業費の0.4%を上限として算定する。

3 被災施設整備等対策

(1) 本メニューにおける対象施設、実施要件については2の(1)の規定を準用するものとする。ただし、共同利用施設等に被害があった地域において、被災した共同利用施設等の整備又は修繕及び新たな共同利用施設等の整備を行う場合に限る。

(2) 交付率及び事業費に関する取扱い

本メニューにおける交付率及び事業費に関する取扱いは、2の(4)及び(5)の規定を準用するものとする。

(3) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体、受益対象者、受益戸数、事業実施地域、資源管理の取組、積算基準、交付の対象とする施設の耐用年数、交付の対象とならない施設、事業実施主体の適格性、木材利用の促進及び中古品・古材の利用

本メニューの事業実施主体、受益対象者、受益戸数、事業実施地域、資源管理の取組、積算基準、交付の対象とする施設の耐用年数、交付の対象とならない施設、事業実

施主体の適格性、木材利用の促進及び中古品・古材の利用は、2の(6)のアの(ア)から(コ)までの規定を準用するものとする。

(イ) 施設撤去費及び整地費

a 撤去費及び整地費の基本的な考え方

(a) 当該施設の整備に伴い直接発生する、既存施設の全部又は一部の解体・撤去・廃棄、整地（地割れ・地盤沈下等整地費用に限る。）に係る費用に限り、施設撤去費及び整地費を交付の対象とすることができるものとする。ただし、この場合、解体等については、当該施設の整備に直接必要となる費用のみを交付の対象とする。

(b) 既存施設の所在地と異なる場所において、新たに施設整備や産地市場の統廃合を行う場合であって次のいずれかに掲げる場合には、当該既存施設の撤去に要する費用も交付の対象とする。ただし、新たに整備する施設と同種の施設に限るものとする。

なお、都道府県知事が水産庁長官に海業推進事業計画（交付等要綱別記様式第3-2号）を提出する際に、次のいずれかに掲げる状況や理由が分かる資料を添付すること。

i 残置しておくこと倒壊の恐れがあり周囲に悪影響を及ぼす可能性がある場合

ii 将来の地域の復旧・復興に支障をきたす可能性がある場合

b 既存施設に係る財産の処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、適正化法施行令第13条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間中にある場合には、あらかじめ承認基準により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

(ウ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、本メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。ただし、災害発生日以降に自力で着手したものであって、本事業の条件に合致するものであり、かつ、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められる場合は、この限りではない。

(エ) 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

また、本事業により整備又は修繕した施設については、再度、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう損害補償保険等に積極的に加入するものとする。

(オ) 他の計画との整合

本メニューの他の計画との整合については、2の(6)のアの(セ)の規定を準用するものとする。

イ 施設の更新、増設、併設、改修及び修繕の取扱い

既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域の実情に即し必要があると認められる場合であって、次の要件に合致するものについては、施設の更新、増設、併設、改修及

び修繕に係る事業を交付の対象とすることができるものとする。

(ア) 更新、増設、併設及び改修については、2の(6)のイの規定を準用するものとする。

(イ) 修繕については、以下のa及びbの要件を満たすものであること。

a 被災により機能の全部又は一部が損なわれた施設のうち、修繕により機能の回復が図られるものであること。

b 当該施設の利用状況が適切であること。

(ウ) 修繕の対象となる施設は、以下のいずれかに該当するものに限る。

a 法定耐用年数の残存期間が5年以上であるものであること。

b 法定耐用年数の残存期間が5年未満の場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条に準じて算定した年数が5年以上であること。

(エ) (ウ)のbにより修繕を行った施設の処分制限期間は、事業終了後当該算定年数経過までの期間とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

なお、本対策においては、附帯施設のみが被災し、再整備又は修繕を行う場合も支援の対象とする。

(4) 費用・便益分析に関する特別の扱い

施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、交付等要綱別表1の規定によらず費用・便益分析の対象外とする。

(5) 附帯事務費

本メニューの附帯事務費については、2の(7)の規定を準用するものとする。

(6) その他

ア 本対策においては、災害発生日以降に着手した(1)に掲げる事業を対象とすることができる。この場合にあっては、交付等要綱別記様式第3-2号別表のメニューの内容欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

イ (3)のウなお書きにより附帯施設の再整備を行った場合、当該附帯施設は本体施設と区分して施設管理を行うものとする。

ウ 本事業によって整備した施設等について、復旧・復興のためやむを得ない事由により、利用が困難となった施設等において、処分制限期間の1/5に相当する期間が経過しているものについては、交付等要綱第21の3に規定する大臣の承認を受けて、国庫納付を伴わない財産処分を行うことができる。